

公益社団法人福岡県介護福祉士会
役員(理事及び監事)選出規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人福岡県介護福祉士会(以下「本会」という。)定款(以下「定款」という。)第13条第1項の規定に基づき、役員(理事及び監事)の選出規則を定めることを目的とする。

第2条 この規則において役員とは、理事及び監事をいう。

(役員(定数))

第3条 定款の定めるところにより、理事の定数は15人以上20人以内とする。監事の定数は2人以内とする。

(理事・監事の構成)

第4条 理事の構成は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1)正会員以外の理事 | 2人以内 |
| (2)正会員理事 | 15人～20人 |
| ①支部選出理事 | 16人以内 |
| ②県選出理事 | 4人以内 |

監事の構成は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|------|
| 正会員または正会員以外の監事 | 2人以内 |
|----------------|------|

(任期)

第5条 定款の定めるところにより、役員(理事及び監事)の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員(選出方法))

第6条 役員は、それぞれ次の方法により選出する。

- (1)正会員以外の理事は、役員改選年次に正会員以外の学識経験者等から理事会において選出し、定時社員総会(以下「総会」という。)で選任する。
- (2)正会員理事の選出は、次の方法により選出する。
支部選出及び県選出の2種類とし、別に定める選挙細則に基づき実施する。役員改選年次前投票により選出し、翌年度総会で選任する。
- (3)監事は、役員改選年次前の理事会において選出し、総会で選任する。
監事のうち、1人は正会員、1人は正会員以外のもので、公認会計士あるいは税理士であるものとする。

(支部構成)

第7条 この規則において支部の構成は、以下の5支部とする。

<北九州市>

<福岡市>

<福岡> 糸島市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像

市、福津市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市

<筑豊> 飯塚市、嘉麻市、桂川町、直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、田川市、香春町、添田町、福智町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、吉富町、上毛町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町

<筑後> 朝倉市、筑前町、東峰村、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、八女市、筑後市、広川町、大牟田市、柳川市、みやま市

(選挙)

第8条 正会員による理事の選出にあたっては、選挙を実施する。

- 2 選挙は自薦および他薦の立候補制によるものとする。
- 3 立候補は、正会員であり、かつ届時に入会后3年以上経過していなければならない。
- 4 立候補は、会費の納入が過去3年以上継続して行われていなければならない。
- 5 支部選出理事は、県選出理事に立候補はできない。
- 6 支部選出理事は、各支部に住所を置くものが立候補することができる。
- 7 県選出理事については、福岡県内に住所又は職場の住所を置くものが立候補することができる。
- 8 立候補にあたり、正会員8人以上の推薦を必要とする。
- 9 推薦者が推薦できる立候補は、1人とする。また、推薦者は立候補できない。
- 10 選挙の実施に係る細則は、別に定める。

(選挙管理委員会)

第9条 役員選出にかかる事務を行うために、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員は、各支部より1人を選出し、会長が委嘱する。
- 3 理事、監事は、選挙管理委員になることはできない。
- 4 委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 選挙管理委員の任期は、役員改選年次前の総会2か月後から翌々年の定時総会2か月後までの2年間とする。
- 6 選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦することはできない。
- 7 選挙管理委員会の事務局は、福岡県介護福祉士会の事務局内に置く。
- 8 選挙管理委員会の事務担当者は、事務局員が当たる。

(委任)

第10条 この規則の適用及び細則に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(改正)

第11条 この規則を改正しようとする時は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規則は、平成22年6月12日から施行する。

この規則は、平成23年10月16日から施行する。

この規則は、平成24年8月9日から施行する

この規則は、令和4年2月14日から施行する